

○長島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成18年5月1日告示第67号

改正

平成23年5月20日告示第30号  
平成23年8月24日告示第52号  
平成24年3月30日告示第15号  
平成24年12月18日  
平成28年4月1日告示第24号  
令和5年2月9日告示第5号  
令和8年4月1日告示第10号

長島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 町長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、予算の定めるところにより浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条に規定する浄化槽で小型合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については長島町補助金交付規則（平成18年長島町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小型合併浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する10人槽以下の浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及び放流水のBOD20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有するもので、法第13条の規定により国土交通大臣が認定したもの。ただし、合併処理浄化槽設置整備事業で使用できる浄化槽は、全国浄化槽推進市町村協議会（以下「協議会」という。）に登録した浄化槽とする。
- (2) 専用住宅 住宅の居室のほか、物置、浴槽、便所、廊下、階段等の部分を含み、居住の用に供する建物をいう。
- (3) 併用住宅 住宅部分の延べ床面積が当該建築物の延べ床面積の2分の1以上を占める建築物をいう。ただし、住居部分の延べ床面積が当該建築物の延べ床面積の2分の1未満であっても人槽区分が10人以下は併用住宅とみなす。
- (4) 事業所等 専用住宅及び併用住宅以外の建築物をいう。
- (5) 集会施設 自治公民館等住民組織が設置し、地域住民のコミュニティーづくりの場として使用する建物で、調理施設又は流し台を有する建物をいう。
- (6) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）による改正前の浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿のみを処理するものをいう。
- (7) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取り処分する方式の便槽（泡及び少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取り処分する方式の便槽を含む。）をいう。

(補助金の対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者は、町内全域において専用住宅、併用住宅、事業所等及

び集会施設に処理対象人員10人槽以下の小型合併処理浄化槽を設置する個人並びに災害に伴い小型合併処理浄化槽を改築又は修繕する者とする。

2 長島町集落排水処理区域内は、前項に規定する対象者としてすることができない。ただし、その事業の計画及び施工後に建築された住宅等の所有者又は流域外の地域においては、補助金の対象とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者

(2) 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

(3) 開発行為に伴い、浄化槽を設置する者

(4) 国、県及び町の施設並びにこれらに準ずる施設で浄化槽を設置する者

(5) 町税等を滞納している者

(6) 別荘・販売目的で小型合併浄化槽を設置する者

(7) 長島町外者の場合は長島町への住民票の異動を伴わない者

(8) 過去に浄化槽補助金を利用した者（事業所等）

(9) この告示に基づく補助金の交付を受けて設置した小型合併浄化槽を廃止して新たに設置する者で次のいずれかに該当する者

ア 使用可能な小型合併浄化槽を設置している者

イ 法を遵守せず、小型合併浄化槽の適正な管理を行っていない者

(10) 小型合併処理浄化槽の処理水の放流方法について関係者の承諾又は同意を必要とする者で、当該承諾又は同意を得ていない者

(11) 法第7条及び第11条に基づく法定検査を受けない者

4 前各項の規定にかかわらず、町長が必要と認めた場合は補助金の対象者としてすることができる。

(補助金の対象経費及び補助金額)

**第4条** 補助金の対象となる経費及びこれに対する補助金額は次のとおりとする。

(1) 浄化槽本体の設置・災害復旧に伴う修繕又は合併処理浄化槽への改築に対する補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(2) 単独処理浄化槽撤去・くみ取り便槽撤去・宅内配管工事に対する補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

**第5条** 長島町浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）は、様式第1号によるものとする。

2 交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 法第5条第2項に規定する期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は浄化槽審査書の写し

(2) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録制度における管理表

(3) 機能保証制度の保証登録証

(4) 工事設計書（構造図・概要図等）

(5) 建物の平面図・配置図・配水管図等

(6) 工事見積書

- (7) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
  - (8) 専用住宅を借りている場合は、賃貸人の工事施工同意書
  - (9) 浄化槽設備士免状の写し又は小規模浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し
  - (10) その他町長が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、災害復旧に伴い合併処理浄化槽へ改築するために補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ申請書に前各号に掲げる書類と、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1) 被災状況の写真等
  - (2) 被災状況及び設備の故障が確認できる書類（保守点検記録等）
- 4 第1項の規定にかかわらず、災害復旧に伴う修繕費の補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ申請書に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
- (1) 修繕に係る見積書
  - (2) 被災状況及び設備の故障が分かる書類（保守点検記録等）
  - (3) 被災した住宅の位置図
  - (4) 浄化槽の位置図
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- （補助金交付決定の通知）

**第6条** 町長は、前条による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、長島町浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行い、交付しないことを決定した者に対しては、長島町浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事業内容等の変更）

**第7条** 補助事業の内容の変更事由は、次に定めるものとする。

- (1) 設置場所の変更
  - (2) 浄化槽の種類、製造業者又は容量の変更
  - (3) 事業費の変更
  - (4) 住宅形態の変更
- 2 長島町浄化槽設置整備事業計画変更承認申請書（以下「変更申請書」という。）は、様式第4号によるものとし、変更申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 変更見積書（既見積額に変更が生ずる場合のみ）の写し
  - (2) その他町長が必要と認める書類
- 3 補助金変更申請による通知は、長島町浄化槽設置整備事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（申請の取り下げ）

**第8条** 規則第5条の規定により申請の取り下げをすることができる期間は、交付の決定を受けた日から起算して15日を経過した日までとし、補助金等取下申請書（様式第9号）により申請を取り下げることができる。

（実績報告）

**第9条** 補助対象者は、補助金に係る事業が完了したときは、1カ月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに実績報告書を町長に提出しなければならない。

2 事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）は、様式第6号によるものとし、実績報

告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事費請求内訳書及び領収書の写し
- (2) 工事前、工事中及び工事完成後の写真
- (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (4) 法第7条及び第11条に基づく法定検査の検査依頼書の写し
- (5) 法第7条に基づく水質検査の検査手数料支払証明書
- (6) 工事チェックリスト
- (7) その他町長が必要と認める書類  
(補助金額の確定通知)

**第10条** 補助金の額の確定通知は、長島町浄化槽設置整備事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(補助金の交付)

**第11条** 補助金の交付は、様式第8号により請求するものとする。

(補助金の取消し又は返還)

**第12条** 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、補助金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (4) この告示に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による交付決定の取消しを決定したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助対象者に対して通知しなければならない。

(その他)

**第13条** 町長は補助事業を適正に執行するため浄化槽の設置工事の状況を現場において確認する。

(雑則)

**第14条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成18年5月1日から施行する。

**附 則**（平成23年5月20日告示第30号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

**附 則**（平成23年8月24日告示第52号）

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月30日告示第15号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年4月1日告示第24号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年2月9日告示第5号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日告示第10号)  
この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

人槽区分	補助限度額
5人槽	332,000円以内
6～7人槽	414,000円以内
8～10人槽	548,000円以内
災害復旧に伴う修繕又は合併処理浄化槽への改築	環境大臣に協議し承認を得た額

別表第2 (第4条関係)

加算経費	補助金額	補助内容
単独処理浄化槽撤去費用	150,000円又は撤去に要した経費のうち少ない方の額 (その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)	単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費
くみ取り便槽撤去費用	120,000円又は撤去に要した経費のうち少ない方の額 (その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)	くみ取り便槽の撤去に必要な工事費
宅内配管工事費用	330,000円又は宅内配管工事に要した経費のうち少ない方の額 (その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)	合併処理浄化槽への流入管 (トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費

備考 宅内配管工事費用は、既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去した場合のみ補助する。ただし、撤去できないことに相当の理由があると町長が認めるときは、この限りではない。

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

長島町長 殿

申請者 住所  
氏名

年度長島町浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年度において事業計画書に基づき浄化槽設置整備事業を実施したいので、長島町補助金交付規則第3条及び長島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記の補助金を交付くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業計画

設 置 場 所	長島町		
工 事 の 種 別	1 単独処理浄化槽からの転換(撤去・埋戻し) 2 くみ取り便槽からの転換 3 新規設置(新築) 4 その他 5 災害復旧(改築 修繕)	処理 容量	人槽
工 事 予 定 期 間	着工予定日 年 月 日 完成予定日 年 月 日		
住 宅 の 形 態	1 本人所有 2 共有(人) 3 その他( )		
	1 専用住宅(延べ床面積 m <sup>2</sup> ) 2 店舗兼併用住宅(店舗の種類 ) (延べ床面積 m <sup>2</sup> のうち居住部分 m <sup>2</sup> )		
施 工 業 者		設備士氏名	
事 業 費	設 置 費 用	円	
	撤 去 費 用	円	
	宅内配管工事費用	円	
	災害復旧(改築)	円	
	災害復旧(修繕)	円	
合 計	円		

様

長島町長

年度長島町浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度長島町浄化槽設置整備事業補助金について、長島町補助金交付規則第4条及び長島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業に要する補助金の額

補助金の額	金	円
内訳		
設置費用（本体）	円	
撤去費用	円	
宅内配管工事費用	円	
災害復旧（改築）	円	
災害復旧（修繕）	円	

様式第3号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

長島町長

年度長島町浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度長島町浄化槽設置整備事業補助金については、長島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により補助金を交付することができないので通知します。

様式第4号 (第7条関係)

年 月 日

長島町長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

年度長島町浄化槽設置整備事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のあった事業計画を下記のとおり変更したいので、長島町補助金交付規則第8条及び長島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、承認くださるよう申請します。

記

1 事業変更計画

設 置 場 所	長島町	
事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		

2 添付資料

- (1) 変更見積書(既見積額に変更が生ずる場合のみ)の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

長島町長

年度長島町浄化槽設置整備事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度長島町浄化槽設置整備事業の計画変更については、申請のとおり承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定しました。

記

1 補助金の額 (金 円)  
金 円

内訳

設置費用（本体） ( 円)

円

撤去費用 ( 円)

円

宅内配管工事費用 ( 円)

円

災害復旧（改築） ( 円)

円

災害復旧（修繕） ( 円)

円

2 補助の条件

長島町補助金交付規則及び長島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を遵守すること。

(注) 補助事業に要する経費及び補助金の額は、それぞれ2段書きとし、当初を下段に、変更を( )書きで上段に記載すること。

様式第6号 (第9条関係)

年 月 日

長島町長

殿

補助事業者 住 所  
氏 名

年度長島町浄化槽設置整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき長島町浄化槽設置整備事業を実施したので、長島町補助金交付規則第9条及び長島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 事業実績

設 置 場 所	長島町		
工 事 の 種 別	1 単独処理浄化槽からの転換(撤去・埋戻し) 2 くみ取り便槽からの転換 3 新規設置(新築) 4 その他 5 災害復旧(改築 修繕)	処理 容量	人槽
工 事 予 定 期 間	着工日 年 月 日 完成日 年 月 日		
住 宅 の 形 態	1 本人所有 2 共有( 人) 3 その他( )		
	1 専用住宅(延べ床面積 m <sup>2</sup> ) 2 店舗兼併用住宅(店舗の種類 ) (延べ床面積 m <sup>2</sup> のうち居住部分 m <sup>2</sup> )		
施 工 業 者		設備士氏名	
事 業 費	設 置 費 用		円
	撤 去 費 用		円
	宅内配管工事費用		円
	災害復旧(改築)		円
	災害復旧(修繕)		円
合 計			円

様式第7号 (第10条関係)

第 年 月 日 号

様

長島町長

年度長島町浄化槽設置整備事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度長島町浄化槽設置整備事業補助金については、長島町補助金交付規則第10条及び長島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金の額 金 円

内訳

設置費用(本体)	円
撤去費用	円
宅内配管工事費用	円
災害復旧(改築)	円
災害復旧(修繕)	円

様式第8号 (第11条関係)

年 月 日

長島町長 殿

補助事業者 住所  
氏名

印

年度長島町浄化槽設置整備事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号の補助金交付確定通知書に基づく 年度  
長島町浄化槽設置整備事業補助金を上記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

振込口座		
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	銀行・金庫 農協・信漁連	
支店名	支店・支所	
口座種別	普通・当座・その他( )	
口座番号		
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号
フリガナ		
口座名義人		

様式第9号 (第8条関係)

年 月 日

長島町長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

補助金等取下申請書

年 月 日付けで申請しました 年度における長島町浄化槽設置整備事業補助金の交付申請を取り下げたいので、長島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 取り下げの理由

様

長島町長

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで決定通知をした 年度長島町浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により交付決定を取り消すことを決定したので通知します。

記

1 取り消す理由

長島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第12条第1項第 号に該当すると認められたものです。

- |              |   |   |
|--------------|---|---|
| 2 取り消す補助金等の額 | 金 | 円 |
| 3 返還を求める既交付額 | 金 | 円 |

様式第11号 (第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

長島町長

補助金等返還命令書

年 月 日付け第 号で確定(決定)をし、交付した 年度長島町浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還理由
- 4 返還方法